

定価(消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第四十二号

平成二十四年
七月六日

金 曜 日

目 次

公安委員会

山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制
に関する条例施行規則の一部を改正する規則
……………一

公安委員会

山梨県公安委員会規則第六号

山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条
例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年七月六日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条
例施行規則(平成九年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第二号中「(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)」を削る。
第一号様式の注1中「(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)」を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番